

平成 27 年 9 月 29 日

内閣府消費者委員会事務局 御中
(中間取りまとめ等意見受付担当)

消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」に対する意見

(意見提出者及び連絡先)

一般社団法人流動化・証券化協議会
民法改正ワーキング・グループ有志¹

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3F

TEL : 03-3580-1156

FAX : 03-3580-1157

E-mail : info@sfj.gr.jp

貴会より平成 27 年 9 月 1 日付でパブリックコメントに付された消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」について、下記のとおり意見を提出いたします。

なお、本意見は、一般社団法人流動化・証券化協議会民法改正ワーキング・グループ有志の責任において検討及びとりまとめが行われたものであり、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものである点、あらかじめご了承いただければ幸甚に存じます。

¹ 有志とは、民法改正ワーキング・グループのメンバーのうち、片岡義広（片岡総合法律事務所）、大矢一郎（長島・大野・常松法律事務所）、有吉尚哉（西村あさひ法律事務所）を指す。なお、本意見は、各有志が属する組織を代表する意見ではない。

※囲み内の記載は、消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ」の見出しを示す。

第1 見直しの検討を行う際の視点

<意見>

住宅ローン債権、クレジット債権、消費者向けの貸付債権などの消費者を債務者とする各種の金銭債権（以下「リテール金銭債権」という。）に関し、リテール金銭債権に係る業務を提供する各事業者の資金調達を目的として、リテール金銭債権を裏付資産とする証券化取引の実務が広く定着している。

この点に関連して、今般の消費者契約法の改正によって、リテール金銭債権の発生原因たる契約が無効又は取消しとなる可能性が無限定に拡大する場合、リテール金銭債権の価値が希薄化する場面が想定外に拡大し、リテール金銭債権を活用した資金調達の安定性が損なわれ、証券化取引の安定性にも大きな影響を与える可能性がある²。

消費者契約法の改正に際しては、現状で円滑に実施されている（消費者たる債務者にもメリットのある）証券化取引の実務にも配慮して検討すべきであり、確たる立法事実を有しない改正は行われるべきではない。

第2 総則

<意見>

1 消費者概念の見直し

消費者概念の見直しにより、これまで事業者と明確に整理されていた債務者にまで消費者契約法の適用が生じ得るとすると、証券化取引一般の検討の前提が曖昧となる可能性があることから、慎重な検討を要する。

2 努力義務の整理

その他の努力義務に関する見直しの必要性についても、実務に与える影響の度合いも勘案した上で、慎重に検討すべきである。

第3 契約締結過程

² 証券化取引の内容として、対象債権の無効又は取消しについては表明保証違反による買戻し等の手当てを行うことが一般的ではあるものの、多数のリテール金銭債権が無効又は取消しを巡る訴訟等に想定を超えて巻き込まれることを考慮すると、証券化取引の安定性に大きな影響を与える可能性は否定できないものと思われる。また、施行が予定される「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」によって、集団的な訴訟手続が現在よりも容易になることを併せて考慮すると、この点に対する懸念は更に大きなものとなる。

<意見>

消費者契約法第4条第1項から第3項までの規律に関し、「勧誘」要件の見直し、断定的判断の提供の対象となる事項の見直し、不利益事実の不告知の要件の見直し、「重要事項」への動機等の追加、不当勧誘の行為類型の追加及び第三者による不当勧誘の範囲の拡充といった改正が行われた場合、消費者契約法第4条第1項から第3項に基づく取消しの場面が想定外に拡大するおそれがあり、リテール金銭債権を活用した資金調達の実行が阻害される可能性があることから、これらの改正には反対である。

各論的には、以下の方向性で検討すべきである。

- ・「勧誘」要件の見直し：
広告等を「勧誘」に含めることには反対である。
- ・断定的判断の提供の対象となる事項の見直し：
現行法の例示を削除して対象を拡大した場合、一般的に許容されるセールストーク等との区別が曖昧となりリテールビジネスの遂行に支障を来すおそれがある。
- ・不利益事実の不告知の要件の見直し：
事業活動への過大な制約を回避する観点から、現状の要件を維持すべきである。
- ・「重要事項」への動機等の追加：
消費者の契約締結に至る動機まで考慮した上で取消しの可能性を検討することは極めて困難であり追加に反対である。
- ・不当勧誘の行為類型の追加：
特定商取引法という行為類型に着目した特別法が存在する中で、消費者契約法にこれらの規律を設ける必要性は乏しい。
- ・第三者による不当勧誘の範囲の拡充：
第三者の範囲が委託関係のない者にまで拡大されることには反対である。

第4 契約条項

<意見>

1 損害賠償額の予定と違約金条項

消費者契約法第9条第1項に関し、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えないこと」の立証責任が事業者課されることについては、付随的な損害論をめぐって、実質的な争点とはいえない様々な事情についての立証を要することとなり、結果として、訴訟の無用な長期化を招き、訴訟経済に反することとなる可能性があることから、反対である。

2 不当条項の類型の追加

不当条項の類型の追加については、日常的に行われている通常取引実態に応じて合理性が認められる条項まで不当条項となるとすると、事業者には過大なコストが発生し、

効率的な事務運営も困難となるため、かえって消費者の利便性を損なうこととなりかねない。

そのため、不当条項の種類の追加に関しては、日常的に行われている通常の取引の実態を考慮した上で慎重に検討すべきであり、安易な不当条項の種類の追加には反対である。

第5 その他の論点

<意見>

1 条項使用者不利の原則

条項作成時に事業者が予測できる事情等にも限界があり、一律に事業者を不利に解釈することは必ずしも適切ではないと考えられることから、条項使用者不利の原則を明文のルールとすることには反対である。

2 抗弁の接続と複数契約の無効等

割賦販売法改正の議論においても、本論点に関する現行法の適用範囲を変更しない方向性となっていることを踏まえ³、消費者契約法においても本論点に関する独立の規定を設けるべきではない。

以上

³ 経済産業省・産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」16頁。